

三次市青少年体験活動補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月26日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市青少年体験活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 教育委員会は、市内に居住している小学生以上おおむね18歳以下の者（以下「青少年」という。）の自然体験活動その他の体験活動の振興を図るため、三次市青少年体験活動補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 青少年の健全な育成を目的として、青少年の体験活動の振興に自主的に取り組む団体
- (2) 団体の構成員の半数以上が市内に居住している者である団体

2 前項の規定にかかわらず、市から他の補助金の交付を受けている団体は、補助対象としないものとする。

(補助対象活動)

第3条 補助金交付の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当する活動と

し、市内全域の青少年が参加できる機会が得られるよう広く募集が行われる活動とする。

(1) 自然体験活動

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める体験活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、補助しないものとする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治的又は宗教的な活動目的で実施される活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないとする活動

(補助対象期間、補助対象活動経費及び補助額)

第4条 補助対象期間は、4月1日から当該会計年度の3月31日又は当該活動が終了した日のいずれか早い日までとする。

2 補助金の対象となる経費は、活動の実施に必要な報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費（活動費の20パーセント未満とする。）、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料とする。

3 補助金の額は、補助対象活動経費の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の額が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、青少年体験活動補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める提出期限までに行うものとする。

(1) 青少年体験活動計画書（様式第2号）

(2) 青少年体験活動収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、補助金交付指令書を申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助金交付)

第7条 教育委員会は、前条の規定による補助金交付決定後、青少年体験活動補助金交付請求書(様式第4号)による補助対象団体の請求に基づき、補助金を交付する。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象団体は、当該補助活動が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助活動が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに青少年体験活動実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 青少年体験活動実績書(様式第6号)
- (2) 青少年体験活動収支決算書(様式第7号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(帳簿等の保存期間)

第9条 当該補助活動に関する帳簿及び書類は、当該補助活動が完了した日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度末日までこれを保存しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付及び交付方法に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

青少年体験活動補助金交付申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

団体の名称及

び代表者氏名



年度三次市青少年体験活動補助金として、次のとおり交付してください。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 青少年体験活動計画書
- (2) 青少年体験活動収支予算書
- (3) 団体構成員名簿(役割、氏名、住所等が記載されていること。)
- (4) その他(参考となる資料等)

様式第2号（第5条関係）

青少年体験活動計画書

活動分野	
活動の名称	
活動主体となる 団体の名称及び 代表者氏名	
事務局の所在地 (活動の拠点と なる施設)	
活動の目的	
活動日時・内容	
募集方法	
その他	

注 詳細な活動日程，活動内容，規約等の参考になる資料があれば添付すること。

様式第3号 (第5条関係)

青少年体験活動収支予算書

1 収入

(単位：千円)

区分	予算額	積算根拠
合計		

2 支出

(単位：千円)

区分	予算額	積算根拠
合計		

様式第4号（第7条関係）

青少年体験活動補助金交付請求書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

団体の名称及

び代表者氏名



年 月 日付けで交付決定のあった、 年度三次市青少年体験活動補助金として、
次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先 口座名義

金融機関名

口座番号

様式第5号（第8条関係）

青少年体験活動実績報告書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住所

団体の名称及

び代表者氏名



年 月 日付けで交付決定通知のあった、 年度三次市青少年体験活動が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 青少年体験活動実績書
- (2) 青少年体験活動収支決算書
- (3) 団体構成員名簿(役割, 氏名, 住所等が記載されていること。)
- (4) 活動参加者名簿(氏名, 住所等が記載されていること。)
- (5) 活動の資料, 写真, 案内チラシ等
- (6) その他(参考となる資料)

様式第6号（第8条関係）

青少年体験活動実績書

活動分野	
活動の名称	
活動主体となる 団体の名称及び 代表者氏名	
事務局の所在地 (活動の拠点と なる施設)	
活動日時・内容	
募集方法	
活動の成果	
その他	

注 参考となる資料等があれば添付すること。

様式第7号 (第8条関係)

青少年体験活動収支決算書

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	積算根拠
三次市補助金			
合計			

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	積算根拠
合計			